

事務連絡  
令和2年12月23日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

### 通学路の交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

文部科学省は、国土交通省、警察庁と協力し、平成25年5月31日に「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」を、同年12月6日には「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通知したところでありますが、これらの通知に関する令和元年度末における取組状況を別紙1及び2のとおり取りまとめました。

緊急合同点検結果に基づく対策については別紙1のとおり行われており、教育委員会・学校による対策箇所については平成30年度末時点において全ての危険個所で対策済みとなっております。また、推進体制に関しては別紙2のとおり全国の98.2%の市区町村において構築されており、平成30年度末時点から比べると13自治体が新たに推進体制を構築し、更なる交通安全の確保に向けた推進体制の整備が図られました。

通学路を含めた地域社会の安全を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものであることから、各地域の関係機関等が連携して地域全体で通学路の安全確保を効果的に行うことが重要です。上記平成25年12月6日付け通知の別紙（別添参照）に記載のとおり、地域一体となった推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組、すなわち、定期的な合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施する必要があります。また、通学路交通安全プログラムを策定した際は、地域住民等の協力を得るためにもホームページ等を利用して公表し、適切に情報発信することが極めて重要です。通学路交通安全プログラムの公表については、同プログラムを策定した79.1%の自治体がホームページにおいて公表しているところですが、未だ公表していない自治体におかれては、公表に向けて是非御検討いただきますようお願いいたします。

通学路の交通安全の要である皆様におかれましては、各地域において引き続き関係機関の連携による継続的な取組を推進されますようお願いいたします。特に、推進体制が未構

築の自治体にあっては、関係機関と連携して早期に構築していただくよう格段の取組をお願いします。さらに、附属学校を置く国公立大学法人及び私立学校主管課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画して通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

また、別添に記載の各種取組のほか、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、各学校において、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

**【問合せ先】**

文部科学省 総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
TEL：03-5253-4111(内線：2695)  
E-mail：[anzen@mext.go.jp](mailto:anzen@mext.go.jp)

令和 2 年 12 月 23 日  
 文 部 科 学 省  
 国 土 交 通 省  
 警 察 庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

通学路における交通安全の確保については、平成 24 年度に実施した緊急合同点検以降も、別添(平成 25 年 12 月 6 日の三省庁通知)に基づき、継続的に取組が行われているところです。

この度、令和元年度末時点の「通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況」及び「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況」について取りまとめました。

引き続き、学校、教育委員会、道路管理者及び都道府県警察が連携して、緊急合同点検結果に基づく対策を早期に実施されるとともに、各市区町村で策定する通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な合同点検の実施など通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進されるようお願いいたします。

今後とも、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

### ○ 通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(令和元年度末時点)

	箇所数	
		うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	73,071
教育委員会・学校による対策箇所	29,588	29,588
道路管理者による対策箇所	45,060	43,649
警察による対策箇所	19,715	19,714

※ 1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。

※ 2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・ 緊急合同点検実施学校数 20,160 校
- ・ 緊急合同点検実施箇所数 80,161 箇所
- ・ 対策必要箇所 74,483 箇所

## 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況について

### 第1. 調査の概要

平成 25 年 12 月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本の方針の策定について、令和元年度末時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査をした。

### 第2. 調査対象

市町村教育委員会

### 第3. 調査結果

#### 1 推進体制の構築(全国1741市町村)

構築している	1710
構築していない	31

#### 2 私立学校の参加状況(推進体制を構築している1710市町村)

参加している	11
参加していない	173
私立学校(小学校)の設置なし	1526

#### 3 プログラムの策定状況(推進体制を構築している1710市町村)

策定している	1677
策定していない	33

#### 4 プログラムの公表状況(プログラムを策定している1677市町村)

公表している	1326
公表していない	351

#### 5 プログラムの策定予定(プログラムを策定していない33市町村)

令和2年度中	10
未定	23

#### 6 推進体制の構築予定(推進体制を構築していない31市町村)

令和2年度中	12
未定	19

平成25年12月6日  
文 部 科 学 省  
国 土 交 通 省  
警 察 庁

## 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

### 記

#### 1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

#### 2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

##### (1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

## (2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

## 3. 公表等

### (1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

### (2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。